

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	保護の停止、廃止	
根拠法令・条項	生活保護法第26条	
所 管 課	各区役所 生活援護課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない</p> <p>生活保護法による保護の基準 (昭和38年4月1日 厚生省告示第158号)</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について (昭和36年4月1日 厚生省発社第123号厚生事務次官通知)</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について (昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知)</p> <p>生活保護による保護の実施要領の取扱いについて (昭和38年4月1日 社保第34号厚生省社会局保護課長通知)</p> <p>生活保護問答集について (平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	(行政手続法の適用除外) 生活保護法第29条の2